

令和 7 年度第二京阪道路騒音調査及び面的評価業務委託 仕様書

1 共通事項

1-1. 業務概要

本業務は、交野市域における第二京阪道路沿道の騒音等調査及び自動車騒音常時監視に係る面的評価を行うものとする。

なお、本仕様書中、委託者を甲、受託者を乙とする。

1-2. 委託内容

(1) 第二京阪道路騒音等調査業務

(2) 自動車騒音常時監視に係る面的評価業務

各業務の詳細については、「2 第二京阪道路騒音等調査」及び「3 自動車騒音常時監視に係る面的評価業務」のとおり。

1-3. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

1-4. 安全管理

乙は本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1-5. 主任技術者

乙は本業務における主任技術者を定め、甲に届け出るものとする。主任技術者は本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の業務を処理するものとする。

1-6. 提出書類

着手前

(1) 着手届 1 部

(2) 委託費内訳書 1 部

(3) 工程表 1 部

(4) 主任技術者届 1 部

完了前

(1) 報告書

※業務ごとに分けること。詳細は「2-4. 報告書」及び「3-10. 報告資料の作成」の項参照。

(2) 完了届 1 部

(3) その他甲が指示したもの 指示部数

完了後

(1) 引渡書 1 部

1-7. 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、甲に帰属するものとし、許可無く第三者に貸与および公表してはならない。

1-8. 支払方法

業務完了払いとする。

1-9. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

2 第二京阪道路騒音等調査業務

2-1. 調査地点

2 地点（別紙 調査地点位置図参照）

（1）青山局（交野市青山 2 丁目 2631 番 3 他 1 筆）

（2）天野が原局（交野市天野が原町 2 丁目 652 番 8 他 2 筆）

なお、詳細な調査場所は別途協議する。

2-2. 調査日

年 2 回（春季及び秋季）各 24 時間測定とする。なお、詳細な日程については別途協議する。

2-3. 調査項目及び方法

騒音、交通量及び平均走行速度とする。（各詳細は以下（1）～（3）のとおり）

なお、各調査は「騒音レベル測定・表示方法」（JIS Z-8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に準じて行うこと。

（1）騒音

- ・各環境監視施設敷地内（第二京阪道路端）において、等価騒音レベル（ L_{Aeq} 昼間及び夜間）、時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）及び騒音レベルの最大値（ L_{Amax} ）の測定を、24 観測時間（10 分×6 回×24 時間）について行うこと。
- ・騒音測定時の主要騒音状況の記録及び IC レコーダー等による録音を行うこと。

（2）交通量

- ・各環境監視施設近傍において、第二京阪道路（専用部※・一般部・副道）を走行する車両の交通量調査を方向（上下線）別、車種（大型車Ⅰ・Ⅱ、小型車、2 輪車）別に、人手による（ビデオ録画不可）24 時間連続測定（60 分×24 時間）を行うこと。
- ※専用部の交通量については、甲より提供する。

（3）平均走行速度

- ・交通量調査地点近傍において、第二京阪道路（一般部）を走行する車両の速度を昼間及び夜間の観測時間帯のうち、各 2 観測時間帯について方向（上下）別に、10 台程度観測し、平均走行速度を測定すること。

2-4. 報告書

各回の調査結果は、調査終了後、速やかに報告書を作成し提出すること。

最終報告は、各調査項目に考察を加え、調査地点の写真を添付し、書面で 2 部（計量証明書含む）、電子媒体で 1 部提出すること。また、書面による報告書は、できる限り両面コピーを行い、総合評価指標に基づく総合評価値 80 ポイント以上の用紙を使用すること。（カバーは除く）

2-5. 損害賠償及び補償

本業務にあたり、測定地点における建物・工作物・備品類・その他に対して損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとする。なお、その経費は乙の負担とすること。

2-6. そ の 他

各種調査においては、歩行者等の通行の妨げとならないよう配慮すること。
調査に際し他機関への必要な申請手続き（道路使用許可等）は、乙が行うこととする。
騒音計の附属品はメーカーの規格品とする。（例：ウインドスクリーン、接続コード等）

3 自動車騒音常時監視に係る面的評価業務

3-1. 業務の目的

本業務は、騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき、市域における主要幹線道路の自動車騒音について、必要な評価を行い、交野市域の自動車交通騒音の状況を把握することを目的とする。

3-2. 調査地点

交野市全域

3-3. 調査概要

甲が提供する自動車騒音の測定結果等に基づき、常時監視対象路線について、甲が貸与するノートパソコン（以下、市パソコンという）を用いてシステムへのデータ入力、更新及び演算処理を行う。

その結果により、環境省へ報告する「令和 7 年度自動車騒音常時監視結果」等の各種資料を作成するとともに、市職員がシステムを使用できるよう設定作業等を行う。

3-4. 準拠する法令等

乙は本業務を行うにあたり、本仕様書に定める事項のほか、以下の関係法令等に基づいて作業を行い、これらの内容を熟知したうえで業務を進めること。また、内容が更新されているものについては、最新に準ずること。

- （1）環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）
- （2）騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）
- （3）騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）
- （4）「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発第 110914001 号）
- （5）自動車騒音常時監視マニュアル（平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発 110914002 号、改正 平成 27 年 10 月 30 日 環水大自発 1510303 号）
- （6）騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省）
- （7）面的評価支援システム操作マニュアル（環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課、以下「操作マニュアル」という。）
- （8）自動車騒音常時監視結果報告要領等（環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課）
※令和 6 年度自動車騒音常時監視結果報告要領等に準じて作業を行うこととするが、令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告要領等を入手次第それに準じ作業を行うこと。
- （9）その他関係法令等

3-5. 甲からの貸与資料等

- (1) 令和3年度道路交通センサスデータ
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 国土地理院 数値地図 25000 (空間データ基盤)
- (4) GIS エンジン(㈱カーネル「面的評価支援システム(環境省)版 ActiveMap for.NET」)
- (5) 電子地図データ(株式会社ゼンリン社製 Zmap-Town II)
- (6) 環境省面的評価支援システム
- (7) 前年度までに作成したシステムデータ
- (8) 本業務に必要な騒音測定結果
- (9) 道路管理者より提供された道路環境対策データ
- (10) 市パソコン
- (11) その他、本市が入手可能かつ業務を行う上で必要と認める資料

3-6. 乙が準備するもの

「3-5 甲からの貸与資料等」以外で業務を行ううえで必要と認める資料

3-7. 各種調査

(1) 道路調査

下表の評価対象道路について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等、システムの道路設定を行うために必要な事項について道路調査を行うこと。

No	区間番号	路線名	区間延長(km)	道路種別	路線番号
1	10140 10150 10160 10260 10270	一般国道1号 (第二京阪道路)	4.4	一般国道	1
2	10740 10750 10760	一般国道168号	8.0	一般国道	168
3	40560 40580	枚方大和郡山線	2.3	主要地方道	7
4	41150	枚方交野寝屋川線	1.6	主要地方道	18
5	41270	枚方富田林泉佐野線	2.9	主要地方道	20
6	60450	木屋交野線	0.1	一般都道府県道	148
7	61840 61850	交野久御山線	4.2	一般都道府県道	736
合 計			23.5		

(2) 沿道調査

評価対象道路の道路端から50mの範囲について、住居等の属性（建物の戸数、階数、用途、構造等）等、システムの沿道設定を行うために必要な事項について沿道調査を行うこと。

3-8. 各種設定

市パソコンを用いて、次の（１）から（４）の設定を行うこと。なお、各種設定に際しては操作マニュアル等を参照のうえ、業務を進めること。

(1) 初期設定

システムを使用する為の初期設定を行うこと。

(2) 道路設定

道路調査の結果をシステムに入力し、道路設定を行うこと。

(3) 沿道設定

沿道調査の結果をシステムに入力し、沿道設定を行うこと。

(4) 騒音設定

本市が提供する騒音等調査の結果をシステムに入力し、騒音設定を行うこと。

上記設定を行う上では、貸与資料の「前年度までに作成したシステムデータ」を基に作業を行うこと。

また、令和7年度に低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置等の道路環境対策が実施された路線については、対策延長及び道路断面等の情報をシステムへ入力・設定すること。

道路構造が変更された路線について詳細な情報が必要である等、貸与資料等に記載されていない情報が必要である場合には受託者が現地調査等を実施すること。

なお、市パソコンについては本業務においてのみ使用し、他の目的で使用しないこと。市パソコンのネットワークへの接続は、ウイルス感染等に十分注意すること。受注者の作業により機器障害等が発生した場合は、受注者の負担により機器の障害復旧または同等仕様機器との代替を行うこと。

3-9. 騒音推計

操作マニュアルに基づき、システムの騒音推計前及び騒音推計について設定し、各評価区間の面的評価を行うこと。

3-10. 報告資料の作成

各種調査結果及び面的評価の結果等について取りまとめ、市及び環境省への報告資料の作成を行うこと。

(1) 業務報告書の作成

調査結果、評価方法、評価結果等を取りまとめた報告書を作成すること。

(2) 環境省への報告資料作成

環境省へ報告が必要な事項について、環境省指定の様式により報告資料等の作成を行うこと。なお、様式は、環境省への報告様式、処理基準等に準じるものとし、様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成するものとする。

(3) 面的評価支援システムのデータ

市パソコンに、面的評価支援システムで作成するすべてのデータを保存し、システムを稼働できる状態で納品するとともに、別途電子媒体によりデータを提出すること。

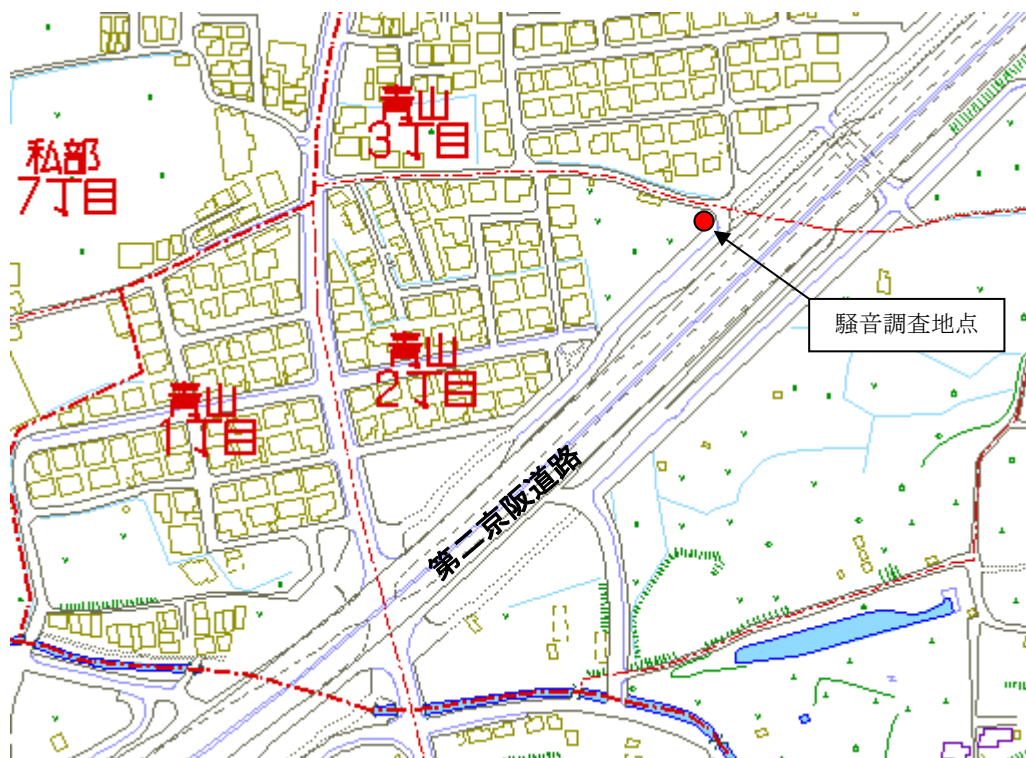
3-11. 成果品

成果品は下記のとおりとする。

名称	様式	部数	備考
I. 報告書			
1. 本編	A4紙 CD-ROM	2部	ファイル製本もしくは バインダー製本
(1) 業務報告書			
2. 資料編			環境省様式に準ずる
(1) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告			
(2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価			
II. 環境省報告			
1. 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告	CD-ROM	一式	環境省様式に準ずる
(1) 様式(1-1～3-2)			
(2) GIS データ			
(3) 詳細図(騒音測定地点の平面図・詳細図)			
2. その他の報告事項			
III. システム			
1. オブジェクトデータベース	CD-ROM	一式	面的評価支援システムに登録したオブジェクトデータ

調査地点位置図

①青山局 騒音調査地点



②天野が原局 騒音調査地点

